

## 論 説

# 国境を越えた民事訴訟システムと「時間」的価値

## —EU 裁判制度の経験と模索から—

勅使川原和彦

- 一 はじめに
- 二 EU の裁判システムの工夫
- 三 EU 裁判システムが経験している諸問題とその対策
- 四 知財事件の領域における EU 司法制度改革の二つの方向性
- 五 結びに代えて—日本の将来への示唆—

### 一 はじめに

#### 1. 民事訴訟の「国際」化

現在の国際的民事訴訟なるものの多くが実際には、基本的に内国手続そのものにすぎないことは周知の通りである。多くは、国際裁判管轄にせよ国際的訴訟競合にせよ外国判決の承認執行にせよ、外国裁判の内国裁判所による手続（それは基本的には当該国の「国際民事訴訟法」という内国法ルールを適用した手続である）を経ることを前提としているからである。国際民事訴訟は、事件の主体・客体が外国に関わるという「国際民事」訴訟ないし涉外民事訴訟なのであって、訴訟の受け手となる裁判システムの「国際」化を必ずしも意味してはいない。国際的民事紛争を世界レベルで統一的に解決する裁判システムの「国際」化は、未だ道半ばである。

現在のシステムから将来を見通すならば、現状より発展した民事訴訟における「国際」化のモデルには、大まかに3つのパターンが考えられる。

第一に、内国立法により、外国の裁判を内国裁判所が無条件承認するモ

デルが考えられる。これは、国際民事「紛争」を解決する主体の規準を予め法定しておいて、相互礼讓により裁判国の裁判を全世界に通用させるものである。すなわちそれは、国際条約なり（条約を個別締約国内で具体化する）内国立法なりによって、ある判決国に、他の諸国は司法権の行使を譲り渡すという構造である。

第二に、一定の国際条約を前提に、条約で定められた要件の枠内で、自国以外の締約国の裁判を内国で承認するという、統一条約モデルが挙げられる。条約の要件の設定の仕方によっては、無条件承認に近いものにすることも可能である。

第三に、一定の国際条約を前提に、さらに解釈を統一する国際法廷（締約国の内国裁判の枠を越えた中立的国際裁判所による国際法廷）による裁判を規準に、各締約国の内国裁判の統一を図る、あるいはその国際法廷での裁判がダイレクトに各締約国に効力を有するものとする、という国際法廷モデルも考えられよう。

このうち、第一のモデルは、現実・事実として内外国で与えられる手続の質が異なる以上、質の異なる外国の裁判手続の享受を以て内国の裁判を受ける権利が充足されたとみることができるか、という点で憲法上大きな疑念がある。<sup>(1)</sup> 少なくとも、内国の裁判を受ける権利は締約国の裁判手続によって充足される（ものとみなす）、という趣旨の国際条約を国民代表により締結して、憲法上の疑義に応える必要はあろう。そこで第二のモデルが検討されるが、いくら統一条約を結んでも、各国で内国法の伝統や法慣習、法文化に引きずられた解釈がどうしてもなされてしまい、締約国間で解釈が割れる、という問題が残る（当然のことであるが、後述のように各国の裁判所は他国の裁判所の判断に—それが最高裁の判断であっても—、必ずしも従うわけではない）。この点、すでにいわゆるヨーロッパ民訴条約（現在

(1) 勅使川原和彦「国際民事訴訟法の基本原理としての『内外手続の代替性』について」鈴木重勝ほか編『民事訴訟制度の一側面』内田武吉先生古稀祝賀（成文堂、1999）481頁以下参照。

は EU 規則化されて「ヨーロッパ民訴規則」<sup>(2)</sup>が、管轄と承認（執行）について締約国間で統一的ルールを規定しているが、この解釈をめぐる数え切れない紛争を眺めれば容易にわかることである。（ヨーロッパ共同体 [Europäische Gemeinschaft : EG, European Community : EC] を含む三共同体）は、EU 法に関わる解釈の統一のために、現在の基本条約上 EuGH (Gerichtshof der Europäischen Gemeinschaften 共同体最高裁)<sup>(3)</sup>、EuG (Gericht

(2) 従前は、EuGVÜ (=Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen)、2001年以降、EuGVO ないし EuGVVO (=Verordnung (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 22. Dezember 2000)。ただし、EU 構成国のうち、デンマークは、アムステルダム条約（正確には Protokoll über die Position Dänemarks zum Amsterdamer Vertrag ABl. EG 1997 C 340 S. 101) によって、共同体の民事事件における司法的協働作業に加わらないため、規則化された EuGVVO の適用を受けず EuGVÜ が通用し続ける。なお Protokoll betreffend die Auslegung des Übereinkommens durch den Gerichtshof, ABl. EG 1979 L 285, 7. が EuGVÜ 解釈問題についての EuGH の管轄権を基礎づけていた。

(3) 私は、若干の不正確さを承知の上で、ニース条約後の EuGH には「ヨーロッパ最高裁」という訳語を慣用的にあててもよいのではないかと感じている。1989年 EuGH に併置する形で事実審として EuG が設置された際は、確かに、審級の上下関係というより対象とする事件の管轄が異なるという面が色濃かったが、ニース条約において EuG は独立の共同体機関に格上げされ (vgl. *Pache/Schornkopf*, Der Vertrag von Nizza-Institutionelle Reform zur Vorbereitung der Erweiterung, NJW 2001, 1380.)、その EuG に（限られた専門領域の事件を管轄対象とするものではあるが）さらに併置を認めた「gerichtliche Kammern (裁判部)」で民事事件をも取り込むことになったことで、右の「裁判部」からの「ヨーロッパ第一審裁判所 EuG」への上訴（「第一審裁判所」の名称が実体にそぐわなくなったことはいくつもの指摘があり、EuGH も名称変更を要請していた。vgl. *Sack*, Zur künftigen europäischen Gerichtsbarkeit nach Nizza, EuZW 2001, 78, 80f.）、さらに共同体法の統一性や判例の一貫性を危殆化する法律問題の場合に限り EuG から EuGH への上告ができるという、三審級の機能が事実上図られることが予定されるようになったこと (*Sack*, aaO.)、EuGH が法統一のための「最高裁」機能に、より特化されたこと（それは事件増に対するため焦眉の急であった。ロドリゲス・イグレシアス EuGH 長官の2000年4月の改革要請 <<http://europa.eu.int/cj/de/instit/txtdocfr/>

erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften: EuGeIとも略される。共同体第一審裁判所)という2つの共同体裁判所を擁しているが、理事会規則化される以前のヨーロッパ民訴条約も、その解釈について、周知のようにEuGHの先行判決手続(Vorabentscheidungsverfahren)を利用しており(Protokoll vom 3.6.1971 über die Auslegung des EuGVÜ ABl. 1990 C 189 S. 25による)、そこでの解釈論の統一なしには、国際民訴条約の実があがらなかった部分があることは言うまでもない。全く解釈上の疑義を生じない管轄承認規定を持った多国間条約の作成と締結が可能である、とみるのが難しいとするならば、<sup>(4)</sup>やはり、第三のモデルのように、国際民事訴訟についての国際条約+中立的国際裁判所、という枠組みを選択する可能性を検討する必要もあると考えられる。

国際訴訟の局面では、国を跨って各国の異なる法文化による判断の差異を吸収し自律的に昇華する「真に国際的な」裁判システムが、最終的には必要とされると考え、まさにそれを具現化し続けてきたのが、上記のEUの司法である。そこでは平たく言えば、各国で「EU法」の解釈適用にばらつきが現れそうな場面で、「他の構成国の最高裁の判断と違う判断をしたいとき」<sup>(5)</sup>その構成国の裁判所は共同体裁判所に事件を付託(Vorlage)し、先行判決手続を通じて、EU法の解釈適用は自律的に統一される(加えて近時はヨーロッパ統一執行名義の策定作業を通じて執行面での統一も図ら

---

autrestxts/rod.pdf), 後掲注(42)参照)、やはり「Gericht」と区別して「Gerichtshof」とドイツ語で表されるドイツのBGH(Bundes Gerichtshof)も「連邦通常裁判所」と直訳するより「連邦最高裁」と訳すことのほうが直観的な理解には優れると思われること、等の理由による。

(4) 現時点で解釈に争いのある問題を立法的に解決する条項は、その限りで解釈適用の紛争を消滅させるであろうが、持続的な無紛争を保障するものではない。例えば、EuGVÜでいわゆる国際的訴訟競合問題の立法的な解決を図ったといえる条項(Art. 21, 22)も、後年の解釈問題を避けえなかった。しかしEUでは、共同体裁判所が、締約国間の解釈のプレを補正したのである。

(5) Lipp, Europäische Justizreform, NJW 2001, 2657/2662.

れて来つつある<sup>(6)</sup>。そうした EU の裁判システムにおいて EuGH は、1952 年（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体裁判所として）の創設以来 50 年の歴史と経験を経た<sup>(7)</sup>。もとよりヨーロッパ三共同体の諸機関をめぐる行政訴訟を主たる管轄とする司法システムであったが、各国の民事司法も、共同体法の解釈に触れる範囲で先行判決手続により EuGH により統一された解釈適用に服してきたのであり、後述するように、EU の知財権の領域では民事訴訟も共同体裁判所の管轄下に置かれたのである。

## 2. 国際的裁判手続と「時間」問題

共同体法としての当事者の権利保護の総合的なメリットを確保するために、異なる法文化を有する国々を跨る「法」（条約）を手にした場合、中立的な国際的独立法廷によるその解釈・適用の統一は、その面だけ見れば、理論的には理想的であるし、司法的判断のアウトプットの面では他国でいちいち承認（ないし執行）の手続を踏まなくて済む分のメリットはあるが<sup>(8)</sup>、反面、内国司法手続に加えてそうした（先行判決手続のような）手続的なインプットの手間をかけることは、その限りでそれ自体が一種の「迂路」の経由であり、時間的コストの増加は避けられない<sup>(9)</sup>。

(6) 問題点もあわせ、*Coester-Waltjen, Einige Überlegungen zu einem künftigen europäischen Vollstreckungstitel*, in; *Festschrift für Kostas E. Beys — dem Rechtsdenker in attischer Dialektik*, N. Sakkoulas Verlag, Athen 2003, S. 183 ff. と同論文掲記の諸文献参照。

(7) なお NJW 2002, 3577 参照。

(8) 先行判決手続のような国際法廷を経る「迂路」の時間的ロスと、外国裁判の承認執行手続を内国でする時間的ロスと、どちらが時間的な効率に優れているかは、一概には言えない。しかし現実問題として、判決国の当事者が、外国の手続にかかるコストを嫌い当該承認国での承認執行手続を避けている場合、それ故に時間的に短くて済む、ということは考えられるが、もとより望ましい事態とは言えない。

(9) 「迂路」である国際法廷での裁判期間の長期化を一定程度予防するために、EU では、別に締約している、ヨーロッパ人権条約（EMRK）の 6 条 1 項（「合理的期間内に裁判を受ける権利」）が用いられる。その際、そうした条項によって内国裁判手続の長さも問題とされることがある（vgl. *Meyer-Ladewig, Rechtsbehelfe*）。

それでもなおEUの裁判システムは、第一に、ヨーロッパ人権条約(EMRK)6条1項「合理的な期間内に裁判を受ける権利」という「基本的人権」面での枠、第二に、より実質的にも、国際法廷での手続に時間がかかれば、その手続に事件を回す意欲が殺がれ、結果的に解釈適用の統一<sup>(10)</sup>が達成できなくなり、他方、当事者の権利保護を著しく損なう(それは、自力救済を禁じた代わりに効果的な権利保護を保障した法治国家原則 Rechtsstaatsprinzipをも危うくする)<sup>(11)</sup>ことになることから、実効性ある権利保護が図れる時間内に事件を処理すべき Beschleunigungsgebot (迅速化要請)の枠、という二つの時間的な枠を守るべく、模索を続けてきた。

仮に我が国が将来、国際民事訴訟についての国際条約+中立的国際裁判所、という枠組みを選択するとしても、可能な限り、内国における権利保護手続から懸隔を広げない、時間的コストを増大させず、かつ質的にも内国民の裁判を受ける権利を不利にしない、という「国際」化が望ましいことは言を待たない。本稿では、こうした観点から、特に時間的側面に焦点を合わせ、EUの裁判システムの経験と模索、様々な工夫を以下で紹介・検討し、示唆を得てみたい。

gegen Verzögerungen in gerichtlichen Verfahren — zum Urteil des EGMR Kudia/Polen, NJW 2001, 2679)。我が国が将来民事司法に関する国際条約を締結する際に、EMRK 6条1項のような「合理的期間内に裁判を受ける権利」条項が含まれた(ないしは、同内容が並行条約として締結された)場合には、同じ問題に直面しよう。

- (10) すでに従来から、共同体裁判所について、各締約国司法の先行判決手続への付託義務に対する軽視(Missachtung)の問題も指摘されており(vgl. *Lipp*, aaO (Fn. 5) S. 2658)、手続の長期化による権利の実効性のなさはそれに輪をかけることになる(同旨・前掲注(3)のイグレスィアス EuGH 長官の制度改革要請)。それ故に、後述する Due-Report (注(39)参照)は、訴訟手続期間の短縮による共同体裁判所の裁判の実効性の強化を提案した(S. 10)。
- (11) ドイツでは、憲法(GG 20 III)にいう法治国家原則が実効的な権利保護を保障しているとみられる(例えば *Lansnicker/Schwirtzsek*, Rechtsverhinderung durch überlange Verfahrensdauer — Verletzung des Beschleunigungsgebot nach Art. 6 I 1 EMRK, NJW 2001, 1969/1970, *Meyer-Ladewig*, aaO (Fn. 9) S. 2679)。

## 二 EU の裁判システムの工夫

前述したとおり、EU の基本条約上、ヨーロッパ共同体裁判所には、現在、EuGH と、事実審裁判所として、また行政裁判所機能を担わせるために88年に設立された EuG（ないし EuGel）の二つがあり、共にルクセンブルクに所在する。そこでは、まず手続の円滑化・効率化のために、国際法廷ならではの特徴も併有する、いくつかの工夫がなされてきている。

### 1. 手続ガイドライン

この二つの裁判所から、実務的な手続ガイドライン（Praktische Anweisungen）が、EuG の手続規則（Verfahrensordnung；VerfO/EuG）の136a 条に則って、当事者に対して出されている。<sup>(12)</sup>

そこでは、訴訟上の書面の記載事項のほか、技術的なコミュニケーション手段として、VerfO/EuG 43条6項の要件を充足する署名済み書面原本のコピー（謄本）としては、FAX または E-mail の添付書類のみを受け付けるものとしており、E-mail の添付書類による場合は、署名済み原本をスキャンしたデータのみ（その場合も300dpiの解像度によってAcrobatまた

(12) <<http://europa.eu.int/cj/de/instit/txtdocfr/txtsenvigueur/txt7.pdf>> 本稿で引用するのは、2003年8月1日発効版である。なお、2003年2月1日発効のニース条約（Vertrag von Nizza）後は、EGV 223条6項でEuGHの手続規則制定権（理事会の特定多数決による同意が必要）、同224条5項でEuGの手続規則制定権（EuGHの了解と理事会の特定多数決による同意が必要）が規定されている。

(13) EuGH/EuG, Praktische Anweisungen für die Parteien, ABl.EG 2002 L 87 S. 48. さらに最近、EuGH から、EuGH の手続規則（VerfO/EuGH: <<http://europa.eu.int/cj/de/instit/txtdocfr/txtsenvigueur/txt5.pdf>> 本稿で引用するのは2003年8月1日発効版）125a 条に基づいて、訴えと上訴のための実務ガイドラインも出された（EuGH, Praktische Anweisungen für Klagen und Rechtsmittel, ABl.EU 2003 L 98 S. 9）が、技術的コミュニケーション手段の指示は、当事者向け実務ガイドラインと同じである。

は Readiris 7 Pro というソフトウェアで PDF フォーマットにされることが望ましい、とされている)が受け付け対象になっている(単なる電子データ、電子署名付きのデータ、コンピュータで作成された署名ファクシミリ付きデータは不可。なお、署名原本はその後所定の期間(10日間)内に遅滞なく送付)。これらは、裁判所側でスキャンされてテキストデータ化されるために、白い A4 の用紙の片面に、Times New Roman や Courier などのフォントで本文 12pt・脚注 10pt の大きさの書体を用いて、行間は 1.5 行、余白は上下左右 2.5cm という具合に定められている。これ以外にもナンバリングの仕方など細々した書式も定めてある。これらは、後で、電磁的データの統一的保管に資するということもあるが、重点は、各国語に翻訳の必要があるので「機械翻訳」<sup>(14)</sup>に用いやすくするため、と思われる。

さらに、書類が長いのが手続が長くなる本質的な原因だと明記して、訴状・答弁書は 20 ないし 50 頁、その他の準備書面も、概ね 10 ないし 20 頁以内、とされている。

基本的に共同体第一審裁判所(EuG)の手続は *kostenfrei* (無料)であるが(もちろん鑑定や証人費用などは別途必要)、我が国の民事訴訟法 63 条のような遅滞の場合の費用負担規定がある(VerfO/EuG 90 条)。それが、この手続ガイドラインを守れば書面作成・翻訳作業面での費用負担規定(同条(b)号)の適用がない、とガイドラインの前文(4)で明記されている。

## 2. 裁判所規程、代理人のための指針

共同体裁判所では、まず書面手続が先行し、口頭弁論はそれを補完するもの、というのが原則的な位置づけである(裁判所規程 *Satzung der Gerichte* <sup>(15)</sup> 20 条 1 項)。内国手続とは逆に、裁判官構成が各締約国出身者で

(14) 欧州委員会での機械翻訳の利用について、*Oppermann, Reform der EU-Sprachenregelung?*, NJW 2001, 2663/2665 参照。

(15) *Protokoll über die Satzung des Gerichtshofs*, ABl.EG 2002 C 325 S. 167。これは条約に付随するプロトコル(議定書)の形をとっており、この *Satzung* の適

混成されていることで翻訳の手間暇などを考えると、書面手続を先行させた方が時間的コストが減って効率的だという判断だと思われる。<sup>(16)</sup> また国際的な争訟手続、しかも法律問題を対象とする国際法廷では、どうしても素人の訴訟追行は難しいので、弁護士強制が裁判所規程で原則とされている（締約国や共同体の機関を除く。Satzung 19条）が、口頭弁論における代理人への指針（Hinweise an die Prozessvertreter für die mündlichen Verhandlung）<sup>(17)</sup> という形で、口頭弁論では、提出済み書面の内容の繰り返しであり得てはならないことや裁判所の質問に答えることに集中すべきこと、基本的に弁論時間は15分程度に制限され（この時間には裁判所の釈明に答えるのに必要な時間は含まれない）、もし事案に応じて必要とする時間がこれ以上となる場合には、裁判所長官宛に遅くとも期日の2週間前までに申し立てること、複数の代理人が付いている場合には口頭での説明にあたるのは最高でも二人までとすること、合議部（Kammer）内で担当として指定される報告裁判官（Berichterstatter）により作成された Sitzungsbericht（期日報告）という訴訟事件の客観的な要約書面が期日の3週間前までに当事者に送付されること、などが迅速化のために指示されている。

なお、時間という面では後退するが、各締約国の当事者の実質的な権利

---

用に必要な規定ないし場合により Satzung を補充するのに必要な諸規定を EuGH なり EuG なるの Verfahrensordnung（手続規則）が定める（Satzung 63条）。

(16) *Niedermühlbichler*, Verfahren vor dem EuG und EuGH, 1998, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, S. 128 Rn. 361は、Ratschläge für die Anwälte und Bevollmächtigten in bezug auf das schriftliche Verfahren vor dem Gericht erster Instanz (ABl. 1994 C 120, S. 16)をそのまま引用して、「裁判官・裁判所法務官（Generalanwalt）に対し、裁判できる状態にもっていくために、申し立てられた事実・申立て・攻撃防御方法・根拠について、情報を与えることで、事件を限定し、かつ裁判官らに当事者の請求のすべてをわからせる」というのが書面手続の目的であると簡潔に説明する。要するに、裁判官らに情報を与える目的で書面手続を先行する、ということである。

(17) <<http://europa.eu.int/cj/de/instit/txtdocfr/autrestxts/txt11.pdf>>. なお、EuGH からも代理人への指針が2003年2月に出ている（<<http://europa.eu.int/cj/de/instit/txtdocfr/autrestxts/txt9.pdf>>）。

保護手続の保障の面では重要な点として、手続言語を基本的に原告が選択できることになっている (VerfO/EuG 35条・VerfO/EuGH 29条。ただし、VerfO/EuGH 29条では加盟国の自然人・法人が相手方の時は、その国の Amtssprache=公用語が手続言語となっている)。ただし、同時通訳の都合上、ゆっくりした言葉遣いでマイクに向かって喋るように、という指示も含まれている。

### 3. 裁判所の人的側面

もちろん裁判所内部の人的な面でも、事務総局 Kanzlei、裁判所法務官 Generalanwalt<sup>(18)</sup>、報告裁判官補助官 Hilfsberichterstatter<sup>(19)</sup>、調査官 Referentenなどが、裁判官が本来の裁判業務に専心できるように分業と協業を図っている。実務上事件に常態的に関与する裁判所法務官は、特に共同体法の専門的な分析や資料が少なかった、発足当初から20～30年の時期には、未だ手つかずの法律問題について合理的で広く活用可能性のある法学的見解を(全公用語に翻訳のうえ)示すことで、ときに素っ気ない判示の解

---

(18) 岡村堯『ヨーロッパ法』(三省堂、2001)312頁は、Generalanwalt (Advocate general)が裁判官に比肩する重要な地位を有することから、「裁判所補佐官」という訳語を選択する。

(19) 後述するが、報告裁判官に協力させるべく Satzung 13条に規定されているこの役職を、知財事件での専門家調査官として利用することも予定されているようである (Arbeitspapier der Kommission über das geplante Rechtsprechungssystem für das Gemeinschaftspatent, KOM (2002) 480 endg.)。これは、task forceとして機能させるべく Referenten (調査官)という形で裁判所がかねてから要望していたところと重なり合う (vgl. Vorschläge des Gerichtshofes und des Gerichts für neuen Rechtsstreitigkeiten über geistiges Eigentum, EuZW 1999, 756/758)が、従前から裁判官と裁判所法務官を補助する Referentenは実働している(基本条約上には明文の規定がないが、EuGHでは各官に3名ずつ、EuGでは2名ずつ配置されている。Vgl. *Niedermühlbichler*, aaO (Fn. 16) S. 26 u. 35; *Hakenberg/Stix-Hackl*, Handbuch zum Verfahren vor dem Europäischen Gerichtshof, 2. Aufl., 2000, Verlag Österreich, S. 25)。

釈の指針として、判例法の創造に一定の役割を果たしたとされる。<sup>(20)</sup>

留意すべきは、前述の時間的な「枠」が手続上の質を下げるという議論は特に見あたらず、この「枠」を前提に質を顧慮している点である。質の維持に関しては、共同体裁判所が主として法律審である性格上、とりわけ人的側面での考慮が大きい。基本条約上、「裁判官」は、EuGH では各構成国本国内で「最高の」、EuG では「高い」裁判官職の適性を有する者であることが要求されている（EGV 223条1項・224条2項）。後述する Gerichtliche Kammer（裁判部）では、EuG ほどの「高い」適性の必要を規定していない（同225a条4項）が、その設置目的上、知財事件などに専門性の高い知識と経験を有する裁判官が前提とされよう。<sup>(21)</sup> なお、「弁護士」は、共同体裁判所固有の認可資格は必要ないが、各構成国で資格を有する法曹である必要がある（Satzung 19条4項）、その法曹資格証明書は訴状と併せて提出される（VerfO/EuGH 38条3項、VerfO/EuG 44条3項）。<sup>(22)</sup>

#### 4. 時機に後れた提出の失権規定

EuG の手続規則（VerfO/EuG）では、書面手続（schriftliches Verfahren）に関する48条で時機に後れた提出の失権を定めている。基本的には訴状（Klageschrift）と答弁書（Klagebeantwortung）ですべての攻撃防御方法を提出する必要がある（VerfO/EuG 47条1項により、原告の訴答 Erwiderng・被告の反対訴答 Gegenerwiderng での補足は可能）、Erwiderng ないし Gegenerwiderng 段階の準備書面で証拠方法を、遅れた理由を根拠づけた上で提出が許されている他は、手続段階で初めて明らかになった法律上・事実上の事由に基づく以外には、すべて提出ができない、とされている。そうした提出の適法性についての裁判は終局判決においてな

(20) Sack, aaO (Fn. 3) S. 78. 但し Sack は、その役割はもうほとんど終わっている、とみている。

(21) 後掲注(72)・Vorschlag 4条参照。

(22) ただし、先行判決手続では例外がある（VerfO/EuGH 104条2項）。

される。同様の規定は、共同体最高裁判所の手続規則 (VerfO/EuGH) にもある (42条) が、上訴審 (これは法律問題に限定された上訴 [共同体設立条約 (共同体基本条約 : EGV) 225条 1項第2文] ということになる) としての審理では、EuG で顕出されなかった新たな攻撃防御方法は、提出できないというのが判例<sup>(23)</sup>である<sup>(24)</sup>。

## 5. 迅速審理手続の新設

後述するように、事件の滞留と審理の延滞が問題となったために、2000年に迅速審理手続 (Beschleunigtes Verfahren) というものが新設された (VerfO/EuGH 62a条・VerfO/EuG 76a条。なお EuGH では例外的という位置づけだが、EuG では訴訟規則上は例外扱いではない)。当事者の申立てによって特別な緊急性 (besondere Dringlichkeit) が訴訟事件に認められると、第一審裁判所では優先的に裁判がなされる、また最高裁判所では最短でなされる、というもので、訴状・答弁書以外の準備書面は出さないのが原則である (EuGH では長官が必要と認めた場合には準備書面を補完的に提出できる)。時機に後れた失権規定 (VerfO/EuG 48条) にもかかわらず、遅れた理由を根拠つけて証拠方法を提出できる (VerfO/EuG 76a条 3項)。先ほど述べた手続ガイドラインでは、当事者が事案の特別な緊急性を短く根拠づけること、迅速手続は基本的には口頭でなされるので申立ては攻撃防御方法は短く説明できるものに限られ、かつ付属書類も僅かな数しか認められないこと、迅速手続による裁判を申し立てる原告の訴状は、原則として10ないし25頁を超えないこと、などが明記されている。これまであまり文献としても顕れておらず、もっと詳しいことは筆者において不明であるが、この手続が最初に適用された事例だけは、それを担当した EuGH の裁判官 (Prof. Dr. Colneric) 自身の (2002年6月のフンボルト大学における)

(23) EuGH, EuZW 1998, 754 (=Langnese-Iglo GmbH/Kommission 事件)。

(24) Vgl. Huber, Recht der Europäischen Integration, 2. Aufl. 2002, S. 222.

(25) 講演から明らかになっている。<sup>(26)</sup>

### 三 EU 裁判システムが経験している諸問題とその対策

#### 1. 事件の滞留

ここで、現在に至るまでの数々の工夫の背景なり経緯をみてるならば、やはり内国法廷に比しての国際法廷としての「時間」的迂路に関わる内在的問題があり、EU 裁判システムもまた、事件の滞留・裁判の遅延という問題に直面し続けていることを考えないわけにはいかない。この経験から国際法廷に不可避的な問題を洗い出してみることにそれなりの意義があろう。

そこで、客観的なデータとしてまず司法統計から見ておきたい。EU 司法においては、公式の統計の取り方が年次も内容も一定しておらず非常に経年比較しづらいが、同一項目を経年比較できる限りで、変革のあった年を必要な範囲でなるべく拾ってまとめてみたものが、下表である。<sup>(27)</sup>

以上の、司法統計から抜粋した表でもわかるとおり、EuGH の平均審理期間は、先行判決手続では、EuG が本格稼働した1990年当時では17.4ヶ月であったものが2002年度には24.1ヶ月かかり、直接訴訟でも、1990年

(25) <<http://www.whi-berlin.de/eugh-colneric.htm>>, S. 2 ff.

(26) EuGH, Urteil vom 12.7.2001 Rs. C-189/01 Slg. 2001, I-5689 (=Jippes. u.a./Minister van Landbouw 事件)。羊と山羊をペットとして飼っていた或る夫人が自分の羊と山羊にも MKS (Maul- und Klauenseuche 口蹄疫) の予防注射をして欲しいが、一般のペットへの予防接種禁止を定めた EU 指令 (Richtlinie 85/511/EWG) により欧州委員会が拒否したため、その指令の有効性を争ったという事案である。Colneric 判事によれば、この Jippes 事件は、2ヶ月半以内で終結できたという (前掲注(25)の講演録参照)。

(27) EuGH ないし EuG の活動報告ないし年次報告 (Tätigkeitsbericht, Jahresbericht: Überblick über die Tätigkeit des Gerichtshofes und des Gerichts erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften) の各年度版参照。近年のものは、EuGH の WEB サイト <<http://www.curia.eu.int>> からも参照できる。

## 【表】

( ) のついでない数値は関連事件をまとめて1件とカウント：Netto。( ) 内は関連事件を各々1件としてカウントしたもの：Brutto。

※2002年度から、Netto での関連事件のまとめ方を変更しているようなので、経年比較のために2002年度については基本的に Brutto のみ掲げる。

## EuGH 裁判統計

(1) 新受件数 (Besondere Verfahrensarten\*を除く。)

(年次)	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990		2001	2002
先行判決 請求	(129)	(98)	(129)	(139)	(91)	(144)	(179)	(139)	(141)		(237)	(216)
直接訴訟	(131)	(131)	(140)	(229)	(181)	(174)	(136)	(205)	(222)		(187)	(204)
職員訴訟	(85)	(68)	(43)	(65)	(57)	(77)	(58)	(41)	...		...	...
上訴(90 年～)	...	...	...	...	...	...	...	...	(16)		(79)	(50)
総計	(345)	(297)	(312)	(433)	(329)	(395)	(373)	(385)	(379)		(503)	(470)

\* 再審・費用額確定・第三者異議など。

(2) 既済件数 (ここでは判決によるもののみ掲げる。Besondere Verfahrensartenを除く。)

(年次)	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990		2001	2002
先行判決 請求	94	58	77	109	78	71	108	90	113		113	131
直接訴訟	60	53	57	63	59	101	98	64	73		111	120
職員訴訟	31	39	30	38	35	36	32	34	7		...	...
上訴	...	...	...	...	...	...	...	...	...		19	17
総計	185	150	164	210	172	208	238	188	193		243	269
(裁判体 別↓)												
Kammer	102	99	110	138	108	115	123	116	119		196*	(237)**
Plenum	83	52	55	73	66	93	115	72	74		48*	(79)**

\* Besondere Verfahrensarten 1件をいずれかに含む。 \*\* Gutachten (鑑定) 1件をいずれかに含む。

1989年、90年および2001年、02年の全体件数比較

	1989	1990	2001	2002
新受件数*1	(385)	(384)*5	(504)	(477)
既済件数*2	429(489)*4	267(302)	398(434)	(513)
係属事件数	457(501)	558(583)	839(943)	(907)
平均審理期間*3				
先行判決手続	16.6	17.4	22.7	24.1
直接訴訟	22.3	25.5	23.1	24.3

\*1: Besondere Verfahrensarten (再審・費用額確定・第三者異議など) を含む。

\*2: ちなみに裁判体種別では、

1990年: 大法廷 (Plenum)	判決13件・決定55件、
小法廷 (Kleines Plenum)	判決61件・決定12件
合議部 (Kammer)	判決119件・決定7件
2001年: 大法廷 (Plenum)	判決27件・決定2件、
小法廷 (Kleines Plenum)	判決21件・決定0件
合議部 (Kammer mit 5 Richtern)	判決138件・決定13件
合議部 (Kammer mit 3 Richtern)	判決58件・決定34件

\*3: 単位は「月」。ちなみに上訴手続では、2001年: 16.3、2002年: 19.1

\*4: 151 (153) 件が、1989年11月15日に管轄権を EuG に委譲された。

\*5: 内95件は同一の「Milchquote」関連の損害賠償事件

EuG 裁判統計

(特記事項)	EuG 創設		管轄 拡大		裁判官15 名 化 と Kammer の整序	一部事件に 単独裁判官 制導入/知 財事件流入			
(年次)	1989	1990	1993	1994	1995	1999	2000	2001	2002
新受件数*1	(169)	(59)	(596)	(409)	(253)	(384)	(398)	(345)	(411)
職員訴訟					(79)	(84)	(111)	(110)	(112)
知財事件	...	...	...	...	...	(18)	(34)	(37)	(83)
既済件数*2	1 (1)	79 (82)	95 (106)	412 (442)	197 (265)	322 (659)	258 (344)	230 (340)	(331)
知財事件	...	...	...	...	...	2 (2)	7 (7)	29 (30)	(29)
上訴で取消された件数 ( ) 内は上訴件数	...	16 (46)	16 (66)	12 (101)	47 (152)	60 (177)	69 (217)	69 (213)	47 (212)
未済件数	164 (168)	123 (145)	638 (661)	432 (628)	427 (616)	663 (732)	661 (786)	685 (792)	(872)

\*1: Besondere Verfahrensarten (再審・費用額確定・第三者異議など) を含む。

\*2: ちなみに、裁判体種別では、2001年のデータで、Kammer mit 3 Richtern: (280)  
Kammer mit 5 Richtern: (42)  
Einzelrichter : (12)  
Keine Zuweisung : (6)

1997年、99年及び2001、02年の平均審理期間の比較 (単位=「月」)

	1997	1999	2001	2002
平均審理期間*				
知財事件		8.6	16.4	19.5
職員事件	判18.7/決10.7	17.0	18.7	17.4
その他の事件	判29.3/決11.2	12.6	20.7	21.0

\* 特記しない場合、判決・決定あわせて。

25.5ヶ月、2002年24.3ヶ月と、現在ではいずれも2年以上の手続を覚悟しなければならなくなっている。全体の new 受件数が130件程度であった1975年当時は先行判決手続では6ヶ月程度であったということなので、この30年間<sup>(28)</sup>で事件増に応じてかなりの長期化となっている。対象事件について EuGH から EuG への管轄の委譲が、基本条約の改正毎になされてきているが、EuGH の根本的な負担軽減にはほど遠く、また EuG も現在平均2年弱の審理期間を要するようになってきており、EuG 自体が負担過重になってきている。

## 2. 国際法廷における裁判遅延の内在的要因

ここで、国際法廷における裁判遅延の内在的要因を、EU 司法システムから分析してみたい。

(1) 言語問題 (翻訳問題) まず時間がかかる内在的原因として、言語問題がある。これは、各構成国の国民の権利や利益保護を実質的に考え、各国語を平等に取り扱おうとする国際法廷としては避けて通れないものである。<sup>(29)</sup> 共同裁判所の手続規則でも、例えば、VerfO/EuGHによれ

(28) 前掲注(3)のイグレスィアス EuGH 長官の制度改革提案参照。

(29) *Oppermann*, aaO (Fn. 14) S. 2664は、EGV 248条が、Prinzip der Gleichberechtigung der offiziellen Landessprachen der Mitgliedstaaten (構成国の公用語に同等の資格を与える原則) の表明である、とする。

ば EuGH は、相応の法曹養成教育を受け複数の EuGH の公用語の十二分な能力を有するメンバーで構成される言語部門 (Sprachendienst) を設けるものとされており (22条)、同27条で裁判官に希望言語の使用を保障している (同旨・VerfO/EuG 33条 4 項) ほか、同29~31条で Sprachenregelung として、前述した原告の手続言語選択権など手続関与者の言語保障に関するルールの定めがある (同旨・VerfO/EuG 35乃至37条)。他にも手続規則の各所で、言語規定や翻訳義務の規定があり、これらに関する言語・翻訳部門の作業 (とりわけ書面の翻訳作業) と手続時間とは密接に絡み合う。

しかしながら、当初 6 ヶ国で始まった共同体も、2003年までにすでに手続公用語が12ヶ国語あり (EU の公用語としてはアイルランドのゲール語 Irisch が英語に譲ったために11ヶ国語だが、手続言語としてはゲール語も保障されている。VerfO/EuGH 29条 1 項、VerfO/EuG 35条 1 項)、これが「翻訳」問題を深刻化させている。1988-89年版の共同体裁判所統計には、翻訳者についての統計もあり、当時は 9 ヶ国語時代であるが、88年は224人の翻訳部門で148人が法律家である翻訳者、89年では229人の翻訳部門で155人の法律家翻訳者により、合計およそ12万頁という膨大な翻訳がなされている。<sup>(30)</sup> 2004年にはもう10ヶ国の東方拡大が予定されているが、さらに加盟手続作業中の 2 ヶ国も含めると、言語は21ヶ国語になるとされるので、翻訳時間の長さが手続遅滞に及ばず問題もより深刻化するものと考えられる。これらは、手続そのものの遅れのみならず、判決の公開 (Websiteへ

---

(30) 内訳はフランス語からの翻訳が圧倒的で8万頁がフランス語からのものであり、各国語への翻訳はもちろんだいたい均等な数である。手続公用語としては共同体構成国の使用する各国語があり、また選択されなかった公用語への翻訳もなされるわけであるが、実際の作業言語は、現在では外交言語としてのフランス語と英語がほぼ同じ40%強で用いられており、ドイツ語はわずか5.4%であったという99年の EU 言語部門の算出があり、また共同体裁判所の裁判官の「合議」における実際の使用言語は慣習的にフランス語であり、多くの裁判官は書面をフランス語の翻訳でだけ読むという報告もある (Oppermann, aaO (Fn. 14) S. 2663ff.)。

のアップロード含む) のような事後的な司法事務の遅れにもつながっている。

(2) **時間問題** 次に第二の内在的問題として、前述したように、内国裁判からすると手続の「迂路」にあたることからする「時間」問題がある。一時的に内国手続をストップさせて EU 法についての解釈問題を共同体裁判所に付託する、という先行判決 (Vorabentscheidung) 手続では、そこでの時間が内国の裁判時間にダイレクトに影響するわけであるが、EuGH の手続だと、すでに述べたように、1975 年では 6 ヶ月程度だったものが、89~90 年では 1 年半弱、2002 年に至っては 2 年もかかることになってしまっており、この部分が内国審理期間にそのまま上乘せされてしまうことになる。

こうした時間問題の原因の一つには、上記の言語問題・翻訳問題も大きい要因としてあるが、やはり急激というほどではないが事件の増加 (EuGH で新受事件数 1989 年全 385 件 → 2002 年 477 件、うち先行判決請求 1989 年 141 件 → 2002 年 216 件) に、裁判所の体制が必ずしもついていけない (既済事件数 1989 年 489 件 → 2002 年 513 件、未済係属事件数 89 年 501 件 → 2002 年 907 件)、ということがある。

共同体司法内部での EMRK 6 条 1 項にいわゆる「合理的期間内に裁判を受ける権利」<sup>(31)</sup> の侵害事案として、1999 年には、EuG で判決まで 5 年半 (弁論終結から判決言渡しまで 22 ヶ月) かかった事案で、EuGH は、この人

---

(31) この時期、欧州人権裁判所 (Europäischer Gerichtshof für Menschenrechte: EGMR) は、大量の EMRK 6 条 1 項違反に基づく申立てを多数抱えており、2000 年の統計では、全 695 件の判決のうち 521 件が訴訟期間に関連する問題を含むものであったという (Meyer-Ladewig, aaO (Fn. 9) S. 2679)。EGMR は、90 年代末から 2000 年代初頭にかけて、各国の裁判所に対して、民事刑事含め、長い訴訟期間について、EMRK 6 条 1 項を厳しく適用した判決やその適用のために要件を精緻化する判決を続けて出している。例えば、Probstmeier/Deutschland 事件 (NJW 1997, 2809)、Pélissier u. Sassi/Frankreich 事件 (NJW 1999, 3545)、Gast und Popp/Deutschland 事件 (NJW 2001, 211)、Klein/Deutschland 事件 (NJW 2001, 213)、Kudia/Polen 事件 (NJW 2001, 2694) など。こうした長すぎる訴訟期

権規約 6 条 1 項違反を理由に 5 万 ECU、現在でいう 5 万 Euro を過料から減額したという Baustahlgewebe GmbH/Kommission 事件<sup>(32)</sup>が公になっている。

### 3. EU における司法制度改革への模索

(1) EU 司法制度改革の背景　これまで、共同体第一審裁判所 (EuG) の設置 (1989 年) や、一部事件について EuG における単独裁判官制の導入<sup>(33)</sup>や、合議部 (Kammer) 編成の整序<sup>(34)</sup>などの対応はあったが、前述の通り、頼みの EuG も負担過重状態になったうえに、新種事件 (主に知財事件) の共同体裁判所への流入が新たに始まって、やはり根本的な改革の必要性が焦眉の急として議論されるようになった。また議論を勢いづけた背景の一つとして、やはりアメリカや日本に対抗すべく、知財権の分野で EU の域内市場としての一体化が進められ、知財紛争に対する迅速な処理も含め、構成国各国別ではなく EU としての統一的な解決が要請されてくるようになった点を見落とすわけにはいかない。

(2) 裁判制度改革の議論<sup>(35)</sup>　大まとめ的なものとして 99 年ぐらいから裁判所側あるいは欧州委員会側から、政府間協議 (Regierungskonferenz :

---

間に関する厳しい見方は、共同体裁判所にも向けられ、EMRK 6 条 1 項の適用が認められたのが、ここでの Baustahlgewebe GmbH/Kommission 事件の背景といえる。

(32) EuGH, Urteil vom 17. 12. 1998-Rs. C-185/95 P. (= EuZW 1999, 114)

(33) Entscheidung durch Einzelrichter am EuG, EuZW 1999, 484 ; ABl. EG Nr. L 135 vom 29.5.1999, S. 92.

(34) EuG では、共同体の 15ヶ国化で 15名の裁判官となった 95 年以降、3 人制 Kammer 5ヶ部 (および重複配置により 5 人で構成する拡大合議部 5ヶ部) に整序された。従前は、5つの Kammer を、12名の裁判官の重複配置でやりくりしていた。

(35) 我が国で、こうした議論とニース条約にいたるまでの司法制度改革について概観・紹介するものとして、既に、入稻福智「ニース条約に基づく EU の司法制度改革—裁判所の負担超過・訴訟遅延対策—」平成法政研究 7 卷 1 号 (平成国際大学法政学会、2002) 123 頁以下がある。

政府間会議)のためにペーパーが出されて、裁判制度改革を要望している。これらから、本稿で既に述べたような手続的工夫がいくつか実施されている。

① Reflexionspapier (1999年)<sup>(36)</sup> まず共同體裁判所からは、「Reflexionspapier」として、EUの裁判所システムの将来 (Die Zukunft des Gerichtssystems der Europäischen Union)、と題したペーパーが出された。

大雑把に内容を紹介するならば、

(i) まず共同體裁判所システムの直面する問題を指摘する。

- ・事件数の増加と手続期間の伸長を挙げ、これらが処理業務の効率化の努力でも押さえきれない点と、EUの拡大による単純な事件増、次々に出される規則や条約の解釈など管轄事件の増加、EuGも新しく管轄となる共同體商標事件など迅速性を要求される事件の増加などが見込まれる点。

- ・共同體裁判所のキャパシティの限界と、EuGHの最終審裁判所としての機能不全の危険。

- ・翻訳部門の設備不足。

(ii) 次に、手続規則の早急な変更を提案する。

- ・迅速審理手続の創設。

- ・書面の繰り返しを許さず、複雑な事実関係を詳細に調査可能にすべく、口頭弁論の改革。

- ・実務的ガイドラインを定める権限の獲得。

- ・内國裁判所からの先行判決請求の際に、事實的・法的コンテクス

---

(36) <<http://europa.eu.int/cj/de/txts/intergov/ave.pdf>>; EuZW 1999, 750. なおこの少し前に、EuGH長官Rodríguez Iglesiasと、ドイツの法務大臣Däubler-Gmelin議長の法務大臣閣僚理事会の提案として、公開期日の制限や審級のDezentralisierung (構成国の内國裁判所を共同體裁判所の下級審として、先行判決手続の一定の範囲の管轄を委譲する)、手続規則をフレキシブルに改正する権限を共同體裁判所に与えること、裁判官数の制限、翻訳部門の再編などが明らかにされている (EuZW 1999, 420)。

トの十分な説明や付託する問題の重要性について、EuGHが内国裁判所に明確にするよう要求できる規定の新設。

・手続の簡素化（特に判決でなく「決定」による処理可能性の拡大）。

(iii) さらに、手続規則の変更を容易にする（共同体裁判所が自ら改正し、理事会の特定多数決による同意で足りるものとする。従前は共同体裁判所の申立てに基づき閣僚理事会の全会一致による必要があった）措置と、上訴をフィルタリングする措置、管轄が共同体裁判所にしかありえないために無視できない負担となっている職員訴訟（共同体諸機関と職員間の訴訟）について機関内部での紛争処理システムを前置する措置を提案している。

(iv) 最後に、最も多い分量を割いて、共同体裁判所の機構・構成について様々な提案をしている。

・「一構成国に一裁判官」原則（Grundsatz „ein Richter pro Mitgliedstaat“）がEU拡大の際にもEuGHで採り続けられ裁判官を増員するならば、判例の統一・均質性が危険にさらされる欠点と、各国の司法システムが共同体裁判所において代理されることが共同体判例の調和のとれた発展に寄与する利点の両面を考える必要。

・EuGについては裁判官増は問題を生じない（判例統一はEuGHにより維持される）ので、もっぱら裁判官を事件数にあわせて増員すべき。さらに、知的財産権に関する紛争について共同体裁判所がすでに提案していたように、裁判官増と専門的なKammerの設置。

・直接訴訟の管轄権限のEuGへの委譲。

(37) 異なる訴訟法の伝統を持つ各国から寄せ集めた裁判官であると、とりわけ証明法の領域で、統一的基盤に基づいた判断をすることに大きな困難がある。Vgl. Sydow, Die Ausdifferenzierung des Gerichtssystems der EU — Zur Struktur der künftigen europäischen Patentgerichtsbarkeit, GRUR 2001, 689/693; Schade, Das Streitregelungssystem zum Gemeinschaftspatent nach dem Verordnungsvorschlag der Kommission, GRUR 2000, 827/831.

(38) Vorschläge des Gerichtshofes und des Gerichts für die neuen Rechtsstreitigkeiten über geistiges Eigentum, aaO (Fn. 19).

・ 先行判決手続請求の制限および先行判決手続の管轄の EuG への委譲。

・ 「共同体」裁判所の各国への地域分散化と、先行判決手続管轄の委譲。

(39)  
② Due-Report (2000年) 欧州委員会側からは、元 EuGH 裁判官 5 名や経験豊かな弁護士で構成された専門家グループにより、その座長 Due 元 EuGH 判事 の名前を採って「Due-Report」とも呼ばれる報告書が出された。前半は、Reflexionspapier とほぼ同様に従来の EuGH・EuG の抱える問題点を整理分析し、将来予測を行なっている。後半は専門家グループによる改革提案であるが、翻訳問題対策のように司法行政的な検討・提案（翻訳を要するような書類を短くさせるべく実務指針が出せるよう、手続規則を改正せよ、といった提案）も含まれているが、大雑把には以下のような内容である。

(i) 先行判決手続（への付託（Vorlage）手続）

・ これについては、ヨーロッパ法の統一的適用のため、これまで通り原則的に EuGH が管轄すべき。付託手続を内国最終審からのものに限定したり、一種の上訴手続に組み替える（まず内国裁判所に裁判させてその破棄を求める場合にだけ当事者に EuGH を利用させる権限を残す）改正には反対。

・ 内国裁判所が、合理的でない付託をしないように、かつ不適法な付託を却下しすでに決着済みの問題には、簡潔な回答で応えられるように、EGV 234条を改正すべき。

(ii) 直接訴訟

・ 将来は、EuG が直接訴訟を管轄するのが原則。

---

(39) Bericht der Reflexionsgruppe über die Zukunft des Gerichtssystems der Europäischen Gemeinschaften <[http://europa.eu.int/comm/dgs/legal\\_service/docs/du\\_e.pdf](http://europa.eu.int/comm/dgs/legal_service/docs/du_e.pdf)>; Sonderbeilage zu NJW H. 19/2000. 最終報告の概要は、EuZW 2000, 194にも紹介がある（中間報告についても、EuZW 2000, 34）。

- ・ただし、事件の種類に関係なく、緊急性（Dringlichkeit）のある若干の訴訟手続については、EuGHに直接に訴えられるようにする（一審制）。

- ・直接訴訟の圧倒的な部分を占める、構成国に対する条約違反訴訟は、著しい簡素化を提案（事案の多くは違反についてほとんど争いがないものなので、欧州委員会による Appellation をもって EuG に訴えさせる）。

- ・EuGH がしばしば裁判官全員での大法廷（Plenum）で裁判しているのに対し、EuG では合議部（Kammer）ないし単独裁判官で裁判しているのがほぼ通例である。そこでは一定の専門化が導入され、それゆえ合議部の裁判長（Kammerpräsidenten）は従前より長い期間嘱任される（3年）べき。EuGH の長官と同様に、合議部の裁判長も裁判官全体の中から選ばれるべきである。

- ・裁判官の任期は12年とする。

- ・EuG の裁判官の数は、構成国の数を超えるものにする一方、EuGH の大法廷の裁判官数は、構成国の数を下回るものにする（13名以下）。その際、個々の事案毎に構成メンバーを選びだし（長官＋合議部裁判長たち＋報告裁判官の属する合議部）、その結果、ひきつづき各構成国は各一名づつの裁判官を EuGH に送ることができる。

### (iii) 特別な訴訟手続

- ・特別な類型の事件には、特別な合議部（Spezialkammern）か、又は特別裁判所（Sondergerichte）を設置する（工業所有権保護や、EGV の Titel IV に基づく訴訟手続、とりわけ Asylrecht、さらに EUV〔ヨーロッパ連合設立条約〕の Titel VI に基づく訴訟、とりわけ国際私法問題、場合によっては常に複雑さを増し続ける競争法も）。

- ・特別裁判所の裁判に対しては、EuG に上訴可能。ただし、判例統一の維持のために EuGH への上告手続の可能性を付随させることを、欧州委員会に合わせて提案。

- ・職員訴訟については、小さな Dienstgericht (部門裁判所) を創設し、EuG への控訴可能性を与える。
- ・例外的に、上述の領域の付託問題については、EuGH ではなく EuG に行かせるべき。
- ・したがって、これは将来、非常に大きな判例機構 (Rechtsprechungsapparat) になるだろう。そのために、法務官の数を減らして、その任務も狭く制限すべきである。

さらにこの他、二つの政府間協議向けペーパーが現在も EuGH の Website 上で公にされている。③ EuGH/EuG の政府間協議向けペーパー<sup>(40)</sup> (2000年) 及び、④欧州委員会の政府間協議向け補充ペーパー<sup>(41)</sup> (2000年) がそれであり、そして、⑤ EuGH の Gil Carlos Rodríguez Iglesias 長官の政府間協議向けペーパー<sup>(42)</sup> (2000年) も出ている。③は、Reflexionspapier を敷衍して説明するものであり、訴訟規則の改正手続・上訴のフィルタリング・先行判決手続の管轄権の EuG への部分的移行・職員訴訟の分離・知財領域での事件についての裁判所的性格を持ったさらなる異議部 (Beschwerdekammer) の創設可能性について、具体的な条約改正案を提示している。④は、Due-Report の分析と提案を受けて欧州委員会としての提案に焼き直したペーパーである。⑤では、EuGH 長官が、EuGH の果たしてきた役割を振り返りつつ、「一国一判事」の原則を維持すべきか、事

---

(40) Beitrag des EuGH und des EuG zur Regierungskonferenz. <<http://europa.eu.int/cj/de/txts/intergov/cig.pdf>>. なお、これと Reflexionspapier までの問題提起を受けての文献として、Huff, Nachdenken über das Gerichtssystem beim Europäischen Gerichtshof und beim Europäischen Gericht erster Instanz, EuZW 2000, 97. がある。

(41) Reform des Gerichtssystems der Gemeinschaft (Ergänzender Beitrag der Kommission zur Regierungskonferenz über die institutionellen Reformen), KOM(2000) 109 endg.

(42) Gil Carlos Rodríguez Iglesias, Der Gerichtshof und die institutionelle Reform der Europäischen Union, aaO (Fn. 3).

件増・訴訟期間長期化・翻訳問題にどう対処するかについて *Reflexionspapier* を引用しつつ、上訴のフィルタリング、一定領域で新たな第一審を創設すべきこと、手続規則の改正の容易化などを特に強調して政府間協議に要請している。

これらの司法制度改革に関する諸提案は、一部は2003年2月1日に発効したニース条約によって採り入れられた。このニース条約に関する司法制度改革の概観については、すでに我が国でも紹介があるのでそちらに譲り、<sup>(43)</sup>本稿では、EUの司法制度・機構改革のうち、時間コスト削減への期待を背景に、特に民事事件について新たに「共同体裁判所」が管轄を獲得することになった知財事件の領域について、我が国が未来に向けて、進むことになるかもしれない「国際法廷」化のために、参考になりそうな点を検討してみたい。

---

(43) 入稻福・前掲注(35)参照。ここでは、ニース条約による裁判官の構成問題の変更の点についてだけ、補足しておく。EuGHの「一国一判事」原則は維持され、従来は員数だけが15名とEuG設立の理事会決定 (Beschluss 88/591) 2条1項に定められているだけで国籍規定がなく慣習的にEuGH同様「一国一判事」となっていたEuG (*Niedermühlbichler*, aaO (Fn. 16) S. 33) も、ニース条約により、「一国一判事」原則が明記されるようになった (EGV 224条1項)。ただし「少なくとも」一国一判事とされ、それ以上の数を *Satzung* で定めることができる。また、東方拡大に備え、最上級審としての判例統一機能を多人数の裁判官で果たす困難に対する対処として、内部の合議体構成を変更した。15名全員による大法廷 *Plenum* に加え、11名の小法廷 *Kleines Plenum* という慣行 (9名の出席があれば合議決定は有効、という旧 *Satzung* 15条の定足数規定を利用) から、全員の大法廷 (有効決議のための「定足数」は、11名出席。 *Satzung* 17条4項) の審理事項を極端に減らし (EGV 221条3項、 *Satzung* 16条4ないし5項参照)、11名の *Große Kammer* (「大合議部」。従来は、5人制合議部のことを「*Große Kammer*」と呼んでいた) で混用しないよう注意が必要か。 *Niedermühlbichler*, aaO (Fn. 16) S. 27参照) を明文化して (*Satzung* 16条2項。なお有効決議のための「定足数」は、 *Satzung* 17条3項によれば、9名出席)、旧来の大法廷より小規模にして決議を容易にし、長官と各 *Kammer* の裁判長を必須の構成員とすることで、判例統一を維持しようとしている (問題点の指摘も含め、 *Sack*, aaO (Fn. 3) S. 79参照)。

## 四 知財事件の領域における EU 司法制度改革の 二つの方向性

### 1. 「地域分散化・脱中央化」と「中央での内部的専門化」

ここで、特に工業所有権、知的財産権について、アメリカや日本と並ぶ三極の一つの軸として、EU が域内市場でまとまって対抗する、という経済的な要請が背景にあったことは既に述べた<sup>(44)</sup>。そうした要請に対しては、まず各国別の商標権などの取得手続を一本化することで時間や翻訳費用を含めた権利の「入口」のコストを省くことも勿論であるが、そうした権利の侵害事件が起きたときに、共同体の裁判所の統一的判断で一つ判決をもらえばそれを構成国全域に及ぼせる、という権利の「出口」のコスト軽減が主たるメリットとして語られた。

そこで、共同体裁判所としてどのようなシステムを構築するかということになるが、実は、既に商標権侵害に関する裁判制度から新しいシステム構築は始まっていた。1994年の共同体商標に関する EU 規則では、「共同体商標裁判所 (Gemeinschaftsmarkengerichte)」として各国で指定された一・二審が共同体一・二審裁判所として機能し、ルクセンブルクにある、いわゆる「中央」の共同体裁判所の先行判決手続で判例統一をする、とい

(44) 例えばヨーロッパ特許庁 (Europäisches Patentamt : EPA, European Patent Office : EPO) の年次報告で、99年時点で全体として、出願の28.3%がアメリカ合衆国、ドイツが24%、日本が16.4%という割合であった等のデータを踏まえて、「共同体特許 (Gemeinschaftspatent)」の理事会規則案が議論されている。Vgl. *Kretschmer*, EU : Verordnungsvorschlag für das Gemeinschaftspatent, GRUR 2000, 763.

(45) Verordnung (EG) Nr. 40/94 des Rates vom 20. Dezember 1993 über die Gemeinschaftsmarke (MarkenVO), ABl. EG 1994 L 011 S. 1.

(46) 例えば、旧西ドイツ地域では、9つの地裁と9つの高裁が「共同体商標裁判所」に指定されていた。Vgl. *Sydow*, aaO (Fn. 37) S. 694.

(47) 現実には、侵害事件における先行判決請求のみならず、共同体商標権の管轄行

う初めての形を選択したのである。<sup>(48)</sup>これは2002年の共同体意匠に関するEU規則による「共同体意匠裁判所 (Gemeinschaftsgeschmacksmustergericht)」でも選択された方法であるが、これは Regionalisierung または Dezentralisierung、すなわち「地域分散化」ないし「脱中央化」と呼ばれている。下級審を地域分散化することで中央の共同体裁判所の負担を比較的減らすことができる点、<sup>(50)</sup>各国で各国民・企業が証人・鑑定人という立場も含めて自国で手続を受けられる言語的利点・場所的近接性、中央（つまりルクセンブルク）の共同体裁判所へ専門的な知見を有する裁判官を提供しなくても済む点などがメリットとされているほか、各締約国の内国裁判所が「共同体裁判所」として共同体法の解釈と適用を通じて経験を増していくことで、<sup>(51)</sup>機能的・実務的に、「内国」的性質から真の「ヨーロッパ」裁判所へと脱皮していく契機になる面も指摘されている。<sup>(52)</sup>

---

政庁である Harmonisierungsamt の決定（無効・取消審判）に対する上訴事件の流入があるため、ただでさえ負担過重に悩む中央の共同体裁判所には重荷とされ、「新種事件の流入」として、EU裁判制度改革問題で必ず引き合いに出された。Vgl. *Kretschmer*, Überlastung von EuGH und EuG durch Markenprozesse, GRUR 2000, 586; Vorschläge des Gerichtshofes und des Gerichts für die neuen Rechtsstreitigkeiten über geistiges Eigentum, aaO. (Fn. 19).

(48) とりわけ、侵害訴訟における一定の反訴の枠内で共同体商標の有効無効に関する争訟についての管轄権も共同体商標裁判所は有するため (MarkenVO 92条 4項)、各国の内国裁判所が（「共同体裁判所」としての資格ではあるが）共同体の法行為の有効無効に関して裁判する管轄権を手に入れた、という意味でも初めての制度である (*Lipp*, aaO. (Fn. 5) S. 2659)。

(49) Verordnung (EG) Nr. 6/2002 des Rates vom 12. Dezember 2001 über das Gemeinschaftsgeschmacksmuster, ABl. EG 2002 L 3 S. 1.

(50) 共同体知財権につき、共同体機関としてのいずれかの Amt (庁) が下した無効・取消の（異議も含めた）審決に対する上訴のほか、侵害訴訟についても先行判決手続ではなく各内国に分散した「共同体裁判所」下級審の裁判に対する「上訴」を、EuGH なり EuG なりが引き受ける、という考え方も、ここでいう地域分散化・脱中央化構想に含まれる。

(51) *Tilmann*, Die Zukunft der Patent-Streitregelung in Europa, GRUR 2001, 1079/1080.

(52) *Lipp*, aaO (Fn. 5) S. 2660.

難点として、やはり各国の内国法文化に引きずられて法的統一性が保たれないのではないかという問題<sup>(53)</sup>のほか、Torpedo-Blockade と呼ばれる問題<sup>(54)</sup>ないしフォーラム・ショッピングの問題<sup>(55)</sup>がある。ヨーロッパ民事訴訟「条約」(EuGVÜ, 現・規則: EuGVVO) の27条にいわゆる国際的訴訟競合に関して、EuGH が1987年の Gubisch-Palumbo 事件<sup>(56)</sup>で、先行する消極的確認訴訟による後の給付訴訟のブロックを認めたために、先に regional な、つまり各国に地域分散した形の共同体裁判所の一つに消極的確認訴訟を起こして他の地域的共同体裁判所での侵害訴訟をブロックするということが可能になってしまっている。このことが、特許権者からみると侵害者側からの Torpedo つまり「魚雷」の、ブロックというように命名され、Torpedo ブロックにより知財権侵害事件で時間が稼がれてしまう、という問題を Torpede-Blockade 問題<sup>(57)</sup>という。

そうした難点もあって、それら難点の裏返しが長所となる、もともとの

(53) *Lipp*, aaO (Fn. 5) S. 2660は、こうした各内国「共同体」裁判所での判断のブレ幅・差異は、互いに等価値なものとして承認される、という。

(54) *Tilmann/v. Falck*, EU-Patentrechtsharmonisierung II: Forum-Shopping und Torpedo, GRUR 2000, 579 ff. 無効訴訟 (Nichtigkeitsklage) によるものを Nichtigkeits-Torpedo、消極的確認訴訟 (Negative Feststellungsklage) によるものを NFK-Torpedo と呼ぶが、後者のみが EuGVÜ に基づき汎ヨーロッパ的に後訴をブロックするので、一般に問題にされるのは後者である。トルペード問題と欧州の知財専門裁判所構想については、我が国でもすでに、田中孝一「欧州知的財産権訴訟の最新トピック」判タ1089号 (2002) 38頁以下による簡明な紹介がある。

(55) 例えば、特許法の領域では、英国での保護範囲が比較的狭く規定されているために、ロンドンの裁判所は避けられる傾向がある、という。*Sydow*, aaO (Fn. 37) S. 693 (FuBn. 51).

(56) EuGH Slg. 1987, 4861=NJW 1989, 665. 事件の概要については、勅使川原和彦「国際的訴訟競合の規制と『重複的訴訟係属』の判断基準」山法2号 (1994) 117頁以下参照。

(57) *Tilmann*, aaO (Fn. 51) S. 1079, 1083によれば、フランス、ベルギー、イタリアでは、判例法上 Torpedo を「権利濫用」法理で対処し始めており、次期ブリュッセル規則 (EuGVVO) は、先行する消極的確認訴訟に対する給付訴訟の優位を規定して Gubisch 事件判例を訂正するだろう、という。

共同体中央での裁判所における Innere Spezialisierung = 「内部的専門化」ないし「中央集中化 (Zentralisierung)」の方向性が強く語られるようになった。特に、Gemeinschaftspatent (Community Patent 共同体特許) 構想が出て以降、中央での EuGH・EuG のこれ以上の負担は考えられないので、中央で新たに裁判システムを用意する必要があり、この共同体特許事件をめぐる共同体の新しい裁判システムに関して、議論が紛糾した。

そんな中、ニース条約が調印され、新しい共同体設立条約 (EGV) 225a 条で、特定のカテゴリーの事件の第一審として、gerichtliche Kammer (judicial panel: 裁判部)<sup>(58)</sup> の設置が可能になり、その場合、EuG がその名称にもかかわらず上訴審となることとなった関係で、この gerichtliche Kammer を専門裁判所として扱う可能性をめぐっても議論が百出した。次に、現在に至るまでの議論を概観しておきたい。

## 2. 共同体特許裁判システムの議論の変遷<sup>(59)</sup>

ヨーロッパの特許権保護システムは、1973年のミュンヘン条約（ヨーロッパ特許条約 Übereinkommen über die Erteilung europäischer Patente: EPÜ）と1975年のルクセンブルク条約（Übereinkommen für den gemeinsamen Markt: GPÜ）に始まるが、後者は89年のいわゆる「Streitregelungsprotokoll」を経ても発効していない。同一の特許事件が別の構成国で別々の裁判手続を経なければならず、あまつさえ別々の判断を下される危険も残り続け、共通市場による共同体経済を危殆化させていた。こうした

(58) ニース条約草案段階で、付されていた225a 条に関する説明書 (Erklärung) では、まず職員訴訟についてこの gerichtliche Kammer を早急に設立するよう求めている。Konferenz der Vertreter der Regierungen der Mitgliedstaaten, Vermerk (30. Jan. 2001) SN 1247/01.

(59) 本節の2000年までの議論については、特に別の引用がなければ、ドイツの連邦特許裁判所 Schade 判事の論文 *Schade*, aaO (Fn. 37) および *derselbe*, Gerichtliche Regelung der Patentstreitsachen in Europa, GRUR 2000, 101 に多くを依っている。

不十分な状況が1997年に欧州委員会に共同体特許と特許保護システムに関する「Grünbuch (緑書)」<sup>(60)</sup>を出させる機縁になった。

この「Grünbuch」が、特許分野での新たなイニシアティブの必要性についての包括的な議論を始め、欧州議会や経済委員会、社会委員会の意見の他に、関係各界が議論に集中的に参加した。欧州議会は、1998年11月19日の決議 (ABLEPA 1999, 193 ff.) で、「内国の2審級の事実審+EuGHの上告審」という *Dezentralisierung* 型構想を提示した。これに対し、1999年にパリにおけるヨーロッパ特許機構 (Europäische Patentorganisation) の加盟国政府間協議では、ワーキンググループが作られ、「署名国が、ヨーロッパ特許についての紛争に関し、統一的な手続規則と共通の控訴裁判所を持つ一つの統合された裁判所制度に賛同するための、EPÜ についての任意選択的 (fakultativ) プロトコルの草案」についての報告 (すなわち *Zentralisierung* 型) を提示するために努力したが、統一コンセプトをまとめることはできなかった。この段階で、前述したような「*Dezentralisierung*」と「*Zentralisierung*」<sup>(61)</sup>の対立がはっきりしている。すなわち、「中央の裁判機構のみが、法の統一性や、統一的 (kohärent) 裁判を無条件に保障することができる。知財権分野での経験のない各国裁判所が、共同体特許の有効性や侵害についての裁判をすることは、初めから避けられなければならない」とする *Zentralisierung* コンセプト (ワーキンググループでは多数派) と、「裁判所の職責は、できるだけ広く、脱中央 (地域分散) 的に与えられなければならない。ヨーロッパレベルでの裁判所は、ただ統一的な裁判の保障のために設置されるべきである。多くの特許紛争につい

(60) Grünbuch über das Gemeinschaftspatent und das Patentschutzsystem in Europa, KOM (1997) 314 endg.

(61) もっとも、後に、下級審の *Dezentralisierung* (脱中央化)・*Regionalisierung* (地域分散化) も、内国裁判所から選定して共同体裁判所に指定する内国裁判所選定型と、あくまで中央の共同体特許裁判所の地域支部 (*Regionalkammer*) として設置する支部型とに考え方が分かれていく。後者は、脱中央化と中央集中化の中間形態に近い。

て、構成国裁判所の第一審で既に、終局的かつ拘束力をもって裁判することができている」とする *Dezentralisierung* コンセプト（ドイツなど少数派）、の対立である。

「Grünbuch」では、訴訟手続そのものについても、*Verbundprinzip*（侵害訴訟と無効訴訟を共通に管轄する主義）を一応採りながら、他に二つの選択肢をも併記した。一つ目は、ドイツ型の *Trennungsprinzip*（分離主義）で、特許の法的安定性に深刻な疑いがある限りで、EPA（*Europäisches Patentamt*：ヨーロッパ特許庁。EUの機関ではなくヨーロッパ特許機構の執行機関）で無効審判をする審判部の審決まで侵害訴訟手続を中止することを、無効の抗弁のなされた侵害訴訟の係属する内国裁判所に義務づける（ドイツ・オーストリアでは、侵害訴訟は通常の民事訴訟で州裁判所、無効の主張は連邦特許裁判所の管轄。侵害訴訟で無効の抗弁があったときは、管轄権ある裁判所による有効性の判断がなされるまで、侵害訴訟を中止する。現実には、特許が無効であるという強力な根拠があると認められる場合にのみ中止している、という）。二つ目は、侵害訴訟を行なう内国裁判所に無効問題を扱う制限的な権限を与える、というものである。この点、欧州議会は、先の1998年決議で内国裁判所への侵害訴訟・無効訴訟の管轄権委譲を勧めた。訴訟経済・手続迅速化といった面から、侵害と無効を共通に裁く *Verbundprinzip* への圧倒的な支持（ドイツ、オーストリア以外では長い間成功。特許侵害訴訟ではほぼ常に、抗弁や反訴の形で特許無効が主張されるから、分離は非効率）が背景にあった。EPAに、特許侵害訴訟と特許無効訴訟の管轄権を委譲しないことでも圧倒的一致がみられたが、「第一審裁判所として、統一的なヨーロッパ裁判所を置くのか、各国で選び出された内国裁判所を使うのか」という点で、欧州議会は、内国裁判所事実審を選択したのである。前述のワーキンググループでは、スイスが中央統一案、ドイツが内国裁判所選抜案に立ち、「Grünbuch」は両論併記に至ったのである。

そうした議論対立のうち、2000年、欧州委員会による共同体特許規則

<sup>(62)</sup> 草案が出た。共同体が既にある EPÜ に加盟して、EPA が「共同体特許権」を付与する、というもので、この共同体特許権によって、EPÜ に基づき付与される「ヨーロッパ特許権」では権利者の指定する指定国での内国特許法に効果が委ねられ裁判管轄も各内国裁判所になってしまう、という頌木を取り払おうとするものである。そこでは、特許権についての侵害手続と無効手続を、経験のない国に委ねることはできないため、中央に統一的な一審・二審の共同体特許裁判所を創り、EPA の上に載せるとし、専門的な資質が必要となるが、現在の EuG にもできないため、特別に裁判所を創設する、とした。そのため結果的に、以下の4つの司法ルートが想定されることになった。

①特許権付与手続：EPA, およびその *Beschwerdekammer* (審判部)

→ EPA は共同体の機関ではないため、この審決を EuGH や EuG が取り消すことはできない (ただし、EPA 審判部の審決を、基本的な重要性のある問題に限り実体法・手続法の統一のために、上訴の形で EuG が再審査する規定を置くことが全くできないか、は問題。そうしないと、EPA の付与手続・異議手続と、EuG での無効訴訟での法実務が衝突する可能性がある。バイオテクノロジーやソフトウェア発明の保護ではすでにそうした要請がある<sup>(63)</sup>)。

②侵害訴訟手続・無効訴訟手続 (私人間)：知財権のための共同体裁判所 (*Gemeinschaftsgericht für geistiges Eigentum*)。第一審と異議審 (*Eingangsinanz und Beschwerdekammer*) から成る。

(62) *Vorschlag für eine Verordnung des Rates über das Gemeinschaftspatent, KOM (2000) 412 endg.*

(63) *Vgl. Dreiss/Keussen, Zur Streitregelung beim Gemeinschaftspatent, GRUR 2001, 891/895.*

③裁定実施権（Zwangslizenz）に関する委員会決定に対する訴え：EuG  
と EuGH

④その他の特許紛争（z.B. 職務発明に関し特許権を求める訴え）：内国裁判  
所

ニース会議では、ヨーロッパ特許裁判権について未だ合意に達していなかった。EGV 229a 条が EuGH に「共同体法上の工業所有権保護に関する訴訟事件の管轄権」を委譲しているが、草案の説明書をもてまだ裁判所構成は不分明とされていた。

いずれにしても中央レベルでの上訴審は必要となるが、その点も含めて、欧州委員会サイドでは、中央集中型に傾きつつある中、強硬に反対を続けたドイツ側の見解を紹介することで、議論状況の整理に代えたい。特に、ドイツのように自国内で特許裁判システムが概ねスピードの点でも質<sup>(64)</sup>の点でも比較的うまくいっている国は、そのシステムを手放して中央の統合的な共同体特許裁判所を経由することが、むしろ時間的な面で後退となるうえ、ドイツ法がフォーラム・ショッピングそのものに比較的寛容<sup>(65)</sup>であり、共同体裁判の地域分散システムは各国市民においては最良・最速・最廉価<sup>(66)</sup>だとして中央集中型特許裁判所構想に反対していた。

Sydow<sup>(66)</sup>は、中央の共同体裁判所内部の特別部（Spezialkammer）か専門裁判所の設立かは現段階では決め手に欠けるとし、ニース条約の「gerichtliche Kammer」は中間段階・過渡的形態で、専門裁判所の設立が完成形態となりうるのではないかと説く。ただ、現有インフラが使えるのでコスト面では、Kammer 方式に分があり、委員会の提案は、独立の専門裁判所のためのコストを計算にいていないのが問題だとする。ただし、

(64) ドイツの連邦特許裁判所はすでに40年以上の歴史を有している。特許権侵害訴訟についても BGH（連邦（通常）最高裁）の第10部（10. Senat）は、長い経験を有し侵害訴訟の上告審としての審理において、技術的な専門家の助けなしに裁判できるほどだ、という（vgl. Schade, aaO (Fn. 59) S. 106 (Fußn. 72)）。

(65) 勅使川原・前掲注（1）498頁以下参照。

(66) Sydow, aaO (Fn. 37). なお、Sydow 博士は、フライブルク大学助手である。

すでに EuG が負担増に汲々として裁判官の増員と 2 つの合議部の新設を求めている様子からは、長い目でみた場合に、Kammer ではなく、知財事件全般を包括的に扱う独立の専門裁判所を設立することに正当性があるように思われる（例えば、まさに個々の事件ごとに与えられる裁定実施権の裁定に対する訴えの場合、委員会案だと EuG に管轄があることになっているが、特許権に関し知識と経験が積まれていない EuG に、経験がある、というのは説得的でない）、という。

<sup>(67)</sup> Dreiss/Keussen は、ニース条約後の状況下で、共同体特許に関する規則案 30 条の想定する一審・二審裁判所を、一審 *gerichtliche Kammer*、二審 EuG、とみる。EuG は、*Harmonisierungsamt*（共同体域内市場ハーモナイゼーション庁：共同体商標権などを管轄）の *Beschwerdekammer*（異議部）の審決に対する訴えの管轄権も有するが、知財権の領域のさらなる管轄権も有する、という。その際、ストックホルムでの欧州委員会委員の講演をもとに、「事件の多さ、利用者への近さ（Benutzernähe）、加盟国の言語の利用、といった点から、複数の地域型 *Kammer* (*Regionalkammern*) が第一審裁判所として設置され、EuG が（その名称と違って）控訴裁判所として裁判すべき」と説く。「*gerichtliche Kammer*」の一類型として *Regionalkammer* (*Kammer* の裁判官は、EGV 225a 条で理事会が任命することになっているが、その際、加盟国の提案権を排斥するものではないだろうし、そうでもしないと資質を備えた裁判官を用意できないだろうという) を想定し、*Kammer* には、「技術裁判官 (*technische Richter*)」（イタリア・オーストリア・スウェーデン・グレートブリテンなどにはすでにいるが、それよりも強い関与で）もまた協力させるべき、という。

<sup>(68)</sup> Tilmann は、2000 年の委員会提案後も、4 つの利点（場所的近接性、使

(67) *Dreiss/Keussen*, aaO (Fn. 63). なお Dreiss 教授はドイツの弁理士会会長・弁理士、Keussen 博士は、同弁理士会知財部会長・理事である。

(68) *Tilmann*, aaO (Fn. 51). なお Tilmann 教授は、知財権に詳しいデュッセルドルフの弁護士である。

い慣れた言葉で弁論・証人調べが可能、高い資質と技術知識を持つ裁判官を利用可能、効率的でコスト的にも有利）を挙げ、Dezentralisierung コンセプトを擁護し、事件の約70%は、内国の第一審で片が付く、と説く。この4つの利点に、2001年3月EU 経済社会委員会が賛同し、欧州議会の法務委員会が好意的に傾き（ただし内国裁判所選定型にするか否かは態度決まらず）、EPÜ の裁判所のための第3 Willems-Entwurf は Dezentralisierung コンセプト（ただし内国裁判所選定型は否定）に方向転換した、と説明する。さらに Tilmann は、第一審を、内国裁判所（いわゆる「共同体特許裁判所（複数）」とするか、超国家的（supranational）共同体裁判所（単数）の一部とするかの問題について、技術的に複雑な事実関係を含む特許事件は2 審級の事実審が絶対必要だとして、内国裁判所がよい（超国家的共同体裁判所の一部とすると、「裁判官の費用がかかる」、「EGV 225a 条は EuG が確かに二審かつ事実審たることを否定していないが難しい特許事件の二審事実審になることは計算に入れていない（むしろ逆に負担軽減を目指した規定のはず）から、事実審1 審制になるのではないか」等の理由）とする。さらに Dezentralisierung コンセプトで一審を内国裁判所とする際の問題点（① EGV225a 条の文言「Kammer im ersten Rechtszug」、②第一審と第二審で同じ法が適用されるか、等々）について、問題点①には、「EuG もまたすでに、Alicante-Klagen（Alicanteにある Harmonisierungsamt の審決に対する上訴）では第二審であるし、Kammer に対しては控訴審であることを EGV 自身が表明している」、②に対しては「共同体控訴裁判所（単数）による法統一でよい」と反論する。そのうえで、内国裁判所を「共同体特許裁判所」（事実審第一審）として指定し、控訴審は、「gerichtliche Kammer」（事実審第二審）、上告審として「EuG」（極めて限られた重要法律問題は EuGH に提示できる）という裁判所構成を主張した。

こうした議論の末、2002年、欧州委員会は、「Arbeitspapier（作業ペーパー）<sup>(69)</sup>」を出し、将来の共同体特許に関する統一的な司法のためには、中

(69) Arbeitspapier der Kommission, aaO (Fn. 19).

中央の特許裁判所が最良であり、迅速・コスト的に有利・統一的な手続であるべきで、このためには唯一の共同体レベルの専門裁判所 (Fachgericht) がよいと理由づけて、以下のような提案を行なった。

① 共同体特許裁判には、ニース条約で設置が許された gerichtliche Kammer (EGV 225a 条) を用いる。

② EGV 229a 条に基づき、私人間の特許紛争に関する EuGH の管轄権を新たに規定する。

③ 特許裁判所では、特許侵害と特許無効訴訟を両方扱う。

④ この特許裁判所は、特別な審査手続を内部に持つ EPA の裁決の当否には踏み込まない。委員会が関係する裁定実施権に関する EPA の裁決の当否にも管轄権を有しない (裁定実施権に関しては、EuG が管轄権を有する)。

⑤ “juristische (司法)” および “technische (技術)” メンバーで構成される。Satzung で規定している Hilfsberichterstatte r という技術専門調査官をも用いる。

⑥ 当初は Zentralkammer (中央の裁判部) を、7 名の裁判官 (juristische 4, technische 3) で事件毎に 2 ヶ部 (各々 juristische 2, technische 1) を構成し、年間 120~150 件の事件を一審審理する。上訴は、EuG の中に、特許権に特化した上訴部を設けてそこで審理する。

⑦ 少なくとも新制度開始当初は、共同体特許もそれに伴う事件数も少なく、限られた数の裁判官しか必要ではないため、中央の Kammer のみが第一審裁判所として稼動する。

⑧ 積極的にビデオ会議システムなどの電子機器を利用する。ただし、ビデオ会議システム利用も含めルクセンブルクの中央裁判所でやるより合理的だと考えられる場合には、各加盟国で口頭弁論が実施されることを排斥すべきではない (各加盟国でインフラを調えることが前提)。

⑨ やがて時が経てば、事件数も増え、必ず第一審裁判所の過剰負担が問題になりうる。そこでは、最も強く利害関係を有する加盟国で、中

中央の共同体特許裁判所の構成要素 (integraler Bestandteil) の一部門として Regionalkammer を設けることも重要になろう。ただし、それはまず Zentralkammer が設置されて、そこで判例が集積して統一的な裁判が可能になってから、である。

⑩事件数が年間150件を超え、効率性の観点から Zentralkammer と並んで単数又は複数の Regionalkammer (地域支部型裁判部) が設置される場合、Zentralkammer との管轄権の配分は、原則的には Zentralkammer、例外的に Regionalkammer にする。その特別ルールは、いわゆるブリュッセル I 規則 (EuGVVO) の原則が支持される。

⑪ここで委員会が強調しておきたいのは、確かに Regionalkammer は一定程度の Dezentralisierung なのであるが、あくまで、Zentralkammer と同レベルのプロフェッショナル性をもつ、中央の共同体司法システムに統合された一部である、ということである。

地域型 Kammer の可能性をみた妥協案に至って、報道に依れば2010年までの移行期間の条件を付けてようやくドイツが折れたようで、共同体特許裁判システムは大きく前進することになった。

### 3. 共同体特許裁判システム構想の現在の状況

つい最近 (2003年12月23日) に至って、欧州委員会から、理事会決定のための二つの提案が公にされた。一つは共同体特許事件における管轄権を EuGH へ委譲するための理事会決定案<sup>(71)</sup>であり、もう一つは、共同体特許裁判所 (Gemeinschaftspatentgericht) の設立と EuG への上訴に関する理事会決定案<sup>(72)</sup>である。

(70) EuroNews <<http://www.euronews.net/>>, 2003年3月3日付報道。なお後掲注(71)の Vorschlag に、2010年までの移行期間が明記されている。

(71) Vorschlag für einen Beschluss des Rates zur Übertragung der Zuständigkeit in Gemeinschaftspatentsachen auf den Gerichtshof, KOM(2003) 827 endg.

前者は、①同一の特許事件が別の構成国で別々の裁判手続を経なければならず、別々の判断を下される危険を払拭するため創設しようとしている「共同体特許」について、②そのカギとなる要素である共同体裁判システムを、ニース条約で新設された EGV225a 条に基づいて *gerichtliche Kammer* を設置し「共同体特許裁判所」として EuGH 内部の第一審の管轄権を行使させるために、③その前提として同229a 条に基づいて EuGH への管轄権委譲を行なうべく、理事会に「決定 (Beschluss)」案として提案されたものである (EGV 245条参照)。

後者は、①前者に基づいて、EuG に *gerichtliche Kammer* を併置し「共同体特許裁判所」という名称で第一審として機能させ、②そのために必要な諸規定を *Satzung* に付け足し、③ EGV 225条 2 項により、EuG への上訴、さらに例外的に EuGH への上訴という審級手続をより具体化するなど *Satzung* の改正をも図るべく、前者と同様に理事会に提案されたものである。こちらは多岐にわたるため、ごくかいつまんで取り上げると、

#### 第一章「共同体特許裁判所」

1 条：共同体特許裁判所を *gerichtliche Kammer* の形で設置する旨を規定。

4 条：Protokoll über die *Satzung* の付加的改正 (Anhang II) の形で共同体特許裁判所の中身を詳しく規定しており、核となる条文。共同体特許裁判所の裁判官は 7 名から成り、特許権領域で高い法律的専門知識を有し構成国に推薦された候補者の中から選ばれる／技術的専門家が *Hilfsberichterstatter* (前掲・注 (19) 参照) として裁判官を補助する／原則 3 人制合議部だが事案に応じて拡大合議部や単独裁判官制も採れる／弁護士は

---

(72) Vorschlag für einen Beschluss des Rates zur Errichtung des Gemeinschaftspatentgerichts und betreffend das Rechtsmittel vor dem Gericht erster Instanz, KOM (2003) 828 endg.

EPA の認定するヨーロッパ弁理士の支援を請求できる／手続は有償／手続言語については、基本的に被告の住所地の構成国公用語とする／EuG への上訴は、条件付きだが法律問題および事実問題に関しても可能（以上、本条により Protokoll über die Satzung に付加する Anhang II の 2 条・7 条・11 条・23 条・26 条・27 条等々）、などを規定。

## 第二章「EuG への上訴」

5 条：Protokoll über die Satzung 48 条と 61a 条の改正を規定。裁判官数を 18 名とし（Satzung 48 条）、3 名の増員分は、共同体特許裁判所の裁判官同様に特許権領域で高い法律的専門知識を有する裁判官により、3 人制上訴部 Rechtsmittelkammer に配置（Satzung 61a 条）

## 第三章「補則」

となっている。

# 五 結びに代えて—日本の将来への示唆—

さて、管轄・承認手続のハーモナイゼーションの次に来る、日本の民事裁判システムの「国際化」という未来像では、少なくとも今想像されるのは、漠然とではあるが、ヨーロッパあるいはアメリカが主導して決めた、遠い外国で行なわれるシステムに、日本も「混ぜていただく」というかたちであろうか。言葉もちろん少なくとも英語か外交言語としてのフランス語が前提で、日本の当事者ないし代理人は 10 時間以上かけて欧米の「国際裁判所」に出かけていく、それが国際化である、と思われているのではないかと、あくまで勝手な推測にすぎないが、そう想像する。<sup>(73)</sup> 我が国も含めたアジアには、民事において少なくとも違う法系の地域を横断する

---

(73) ハーグ国際私法会議におけるようなグローバルな民事司法協力の重要性を否定する趣旨でないことは勿論である。

transnational な法廷の経験がないが故に、世界的な「国際裁判所」を委ねられる基礎を欠くものとみられるであろうからである。

近時東アジア圏のFTAを<sup>(74)</sup>ようやく我が国でも現実のものにしようという動きもあるが、経済の協働は、必ず司法の協働を要請し、権利付与を含め手続保障のインプットと司法的判断のアウトプットとの間に、時間的側面で内国以上に先鋭なトレードオフの問題を突きつけてくるはずである。

そこで、地理的に近接した東アジアの国々において、例えば（高い時間的価値とその保護の要請が極めてわかりやすい）知財事件に限定して、各国別で侵害訴訟をやるより共同体裁判所を作ってそこで一つ統一的な裁判をもらえば域内全域で効力が生じる、というシステムは、<sup>(75)</sup>互いに時間的にメリットがあるのではないか。そこでは、例えば日本語・韓国語・中国語・英語が手続言語として選択でき、参加した国々の各国民にごく近いところで審理がなされるものとし、そうしてとりあえず高いメリットの図れる狭い分野から「国際」法廷の経験を積み重ねていき、最終的には世界で統合されたもっと大きなシステムのいわば Regionalkammer として機能していく、というモデルは、「国際化」という名の単なる「欧米化」によって、

(74) 平成14年の外務省ペーパー〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/fta/policy.html>〉参照。我が国のFTA戦略もとりあえずアメリカ合衆国を外しているが、まずは遠いアメリカを外して東アジア圏でsupranationalな法廷を経験しておけば足りるのではないかと考える。EUはアメリカを入れないから意味がない、という議論が成立しないのと同じことは、東アジア圏限定論でも通用するのではないかと。なお、私見と同じ志向かは別として、渡辺惺之教授はFTAとリンクした民事訴訟国際化の発言を続けておられる（渡辺惺之「国際化の中の国際民事訴訟法制」ジュリ1232号（2002）111頁以下等参照）。

(75) 現在は、原則として外国の差止命令等の効力が及ぶのはその国の高権の及ぶ範囲だけである。最一判平成14年9月26日（民集56巻7号1551頁）もそれを確認する。

(76) この経験という要素は非常に重要である。共同体裁判所は50年の歴史と経験の成果なのであって、今のEUをみて、ヨーロッパだから可能だったのであってアジアでは無理、といった議論をするのはやや軽率のそしりを免れないであろう。まさにヨーロッパを割った第二次大戦直後、「夢物語」と揶揄されていたのが「欧州共同体」だったことは言うまでもない。

「国際化」したとたんに内国における手続より徒らに増加した時間的地理的言語的障壁を内国民に当然のものとして強いるモデルよりも、私には魅力的に思える。近時、政府の知的財産戦略本部のメンバーである世界的な有名メーカーの社長による日本に国際的な特許裁判所をという希望を目に<sup>(77)</sup>したが、いち早く知財の領域で進んでいる日本が、主導的に、また地理的に近接した各国に実務的に貢献ができるモデルとして、検討を試みる必要があるのではなかろうか。

そこでの「時間」的価値は、多段階であり、それを維持しようとする手続の時間的制約が直接に現実の価値を決定づけてしまう。普遍性をもった基本的人権（合理的な期間内に裁判を受ける権利）としての「時間」的価値維持の平面では、そうした人権が侵害されたとと言えるほどの手続遅延の場合にだけ、保護が与えられている。権利保護が実効性を有すべき「時間」的価値維持の要請の平面では、一般に、それを実現すべき手続的使命と公正で質を維持すべき手続的使命とが相克の関係に立つが、とりわけ権利侵害者に時間を稼がせることそのものが明らかに「公正」に反し権利の実効性を奪うことが誰の目にも明らかになる、知財事件の領域では、社会的要請から実効性をもつ「時間」的価値の維持に最大限の努力が傾注される。各国法廷の恣意を可及的に排除するための国際法廷に生じる「時間」的迂路も、私人がダイレクトに、場所的に近接した regional で supranational な法廷で手続を進行できるなら、当事者にとってコスト的な質は内国におけるとほとんど変わらないまま、権利を保護する国際的な平面での訴訟手続が享けられ、しかもそれによって他国の承認手続きを得ないで済む分、全体としての時間は短縮し、実効性が高まる。しかし翻ってみれば、知財権以外の権利保護ならばそれより長い手続上の時間をとってもよい（「時間」的価値が相対的に低い）と言えるのかは、別して検討が必要

---

(77) なお平成14年12月4日に成立した知的財産基本法では、それが直ちに国際法廷の設立に結びつくものではないにせよ、第17条で「国際的な制度の設置」をうたっている。

であろう。社会的要請から実体的な「時間」的価値が枠決めされるなら、その一定の時間的「枠」を前提に質の維持・向上を図る、という発想での制度設計を、直ちに「ラフ・ジャスティス」への道とみるのは当を得ないであろう。手続的公正の実態調査に基づく研究も始まっており、どのような手続にどのような時間を割けば司法に対する社会的要請が充足されるのか、についての検討も徐々に進んでいくと思われる。そうした研究を進めた上での内国手続の「時間」的価値の検討は別稿に譲って、筆を一応置くことにする。

\*本稿の基礎となった研究につき、平成15年度科学研究費補助金（若手研究（B）・課題番号15730054）の助成を受けた。

---

(78) 司法制度改革審議会・「民事訴訟利用者調査」報告書（ジュリ1208号（2002）付属 CD-ROM に所収）と、裁判制度利用者調査研究会（代表・佐藤岩夫）による二次分析（現在までのところ、山本和彦ほか「〔座談会〕民事裁判利用者実態調査の分析」ジュリ1250号（2003）74頁以下）参照。